

瀬戸市障害者福祉基本計画（第7次）（案）に対する  
意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

令和6年1月5日（金）から2月5日（月）まで実施しました「瀬戸市障害者福祉基本計画（第7次）（案）」に対するパブリックコメントの結果及びご意見に対する市の考え方につきましては、以下のとおりです。

ご意見をいただき誠にありがとうございました。

1 意見募集期間

令和6年1月5日（金）から2月5日（月）まで

2 意見提出者

2人（手紙2人）

3 合計意見件数

2件

4 意見への対応

- |                                 |    |
|---------------------------------|----|
| (1) 意見を踏まえて、案の修正を検討するもの         | 0件 |
| (2) 今後の事業実施の参考とするもの             | 2件 |
| (3) 意見の趣旨や内容について、考え方を盛り込み済であるもの | 0件 |
| (4) その他のご意見                     | 0件 |

5 意見及び市の考え方

番号	意見	市の考え方	対応
1	<p>公報 せと 1月号で、上記計画の「市民意見」を拝見しましたので応募します。</p> <p>私は、「知的障害者」の娘を持ち、5年前から「後見人」として毎年「家庭裁判所」に「事務報告書」を提出した体験での立場にて「意見書」を作成いたします。</p> <p>&lt;後見人登記理由&gt;            家族構成は、母親－重度障害者（1級）平成元年「脳梗塞」「ペースメーカー装着」です            娘－知的障害者（A級）「ダウン症」で「入所施設」にて、現在、月1回の帰省です。            一人娘ですので「親亡き後の障害者の生活」を考えて「財産管理、身上保護」の現状を「後見人」の任用にて確認しておきたいと思い、親権者で「申立て」しました。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>成年後見制度の利用促進については、尾張東部権利擁護支援センターと連携して取り組んでまいります。</p>	(2)

<p>&lt;後見人制度への問題点&gt;</p> <p>1：後見人の交代は、容易ではなく「後継者」を選任しての交代が必要である。</p> <p>現在は、保有不動産の対応が、親子では「利益相反」との事で「特別代理人」を設定しているが、当事者から「法人後見」への移行を打診されている。</p> <p>特に、「知的障害者」の場合は「若年層」からの任用で長期間となり、中途交代が起きる事が多々あると思われる。</p> <p>2：毎年の「事務報告書」の作成も、「施設利用」と「在宅時用」の個別資料の作成をの集合させてとなるが、「施設利用」では、施設作成資料を収集して利用でき、又日常生活に直接支援される施設職員の方が接触時間も多く、在宅時の家族は「連絡帳・通信等」での指摘・報告と「本人銀行通帳」の管理のみで処理されている。</p> <p>毎年の「事務報告書」の作成も、資料収集・整理・作成・提出で煩雑ではあるが、何時迄出来るか？</p> <p>3：後見人 専任の講習に参加した時、NPO法人等の選任者の参加があったので、「家庭裁判所」に「法人後見」について質問をしたが、「社会福祉法人」での「法人後見」は「施設利用者」と「利益相反」が危惧されるので無理ですとの回答があった。</p> <p>4：財産管理を重視して「弁護士・司法書士」を「後見人」に選任する状況では、肝心の「身上保護」までは、個人対個人ではなく個人対法人での「後見人」選任とすべき。</p> <p>行政を中心にした、施設関係者（福祉職員）・市民後見人・家族後見人等による「法人後見」の設立が必要と思う。</p> <p>5：2022年「後見制度の見直し」にて 2024：06 発表予定？</p> <p>A&lt;被後見人の状況の変化などに対応できるように柔軟な交代を可能とすべきである&gt;</p> <p>「法人後見」にて、「被後見人と後見人を個人対個人」から「個人対法人」</p> <p>B&lt;身上保護に当たる事務についても適切な報酬を設定すべきである&gt;</p> <p>施設支援員による「身上保護」に適用</p> <p>C&lt;不動産の売却の実、遺産の分割協議のといった一時的な利用を認めるべきである&gt;</p> <p>司法書士等の長期継続利用のから、適時対応時の依頼</p> <p>上記、該当事項の発表を「見据えた内容」での「7次計画」を設定されたい。</p>		
---	--	--

	<p>6 :尾張東部成年後見センター → 尾張東部権利擁護支援センター に名称変更</p> <p>法人後見の在り方について、行政と運営協議会の場で検討し、「成年後見制度の利用が必要な人に適切な利用につなげる」ことを目的として、成年後見制度利用のためのコーディネートを事業の中心とする方針に転換した。</p> <p>現状は「後見人を市長委託」（後見人依頼困難による）事案のみで対応業務受任状態？</p> <p>7 :広島県 呉市 社会福祉協議会 「法人後見に向けた体制づくり」 法人後見の担当者が代わっても、同じ考え方や姿勢で継続して後見業務が出来るように、法人で権利擁護支援に対する意識統一を図る必要があります。受任方針の確認、業務の継続を見据えた財源の確保、効率的な担当職員の配置、今後に向けた人材育成のしくみ、後見業務の協力者となる専門家チームとの地域連携ネットワークの確保と拡充など、持続可能な体制づくりが必要となります。</p> <p>8 :令和4年度 第2回瀬戸市障害者地域自立支援委員会 会議録 抜粋</p> <p>2 P 「保護者の高齢化に伴う対応がどのようになっているか？」      &lt;障害福祉計画の中でしっかりと本人を支援していくという事でございます&gt;      「様々な手続きを保護者が行えなくなった場合、誰がどのようにしていくのか？」      &lt;基本的に市の方で把握をしているご親族をまず当たって、協力が頂ける方が見つければ、その方を代理人として手続きを進めていく、その次に考えられるのが関わっている障害者施設の方に、その必要な手続きの代行などをしていただきながら、成年後見制度を利用していく、ということになります。&gt;</p> <p>9 :令和5年度 第2回瀬戸市障害者地域支援委員会 会議録 抜粋</p> <p>2 P 「療育手帳の所持者数について？」      &lt;令和5年度で、1,095名になります。&gt;      「社会福祉協議会」基本方針「相談支援体制の強化」において「障害者のみならず高齢者や子供等、全世代に対しての相談窓口を充実していくと認識したい。      &lt;瀬戸市社会福祉協議会にて全世代型地域包括ケアシステムの推進担当参事配置で事業を進める。&gt;</p> <p>3 P 「親亡き後の支援体制の構築」の中で「成年後見制度の利用促進」の事業内容？      &lt;現行計画と変わらず、成年後見制度と日常生活自立支援事業の両立で対応。&gt;</p>		
--	---	--	--

	<p>最近の「成年後見制度」についての情報を集めた網羅しましたが、福祉関係には無縁で「娘が出生」してから「施設入所」等により、且つ、高齢になり「親亡き後」我が子の事を安心して託せるようにと願う現況で、今回の「意見具申」を行い、第7次計画に取込み、期間中に実施達成を願うのみです。</p> <p>&lt;追記&gt;  昨年末の「利用施設の家族会」で「法人後見」を提案したが、殆んどの参加者には理解されない有様でしたが、「養育手帳」所持者数1,000名超 の状況で「成年後見制度」の周知及び「受任希望者数」の把握を先行して行うべきと思います。</p>		
2	<p>当方は、リウマチの持病、夫は全盲で、糖尿病をはじめ、髄膜症候性てんかんや血圧等、16個/日内服しています。一人で移動出来ないの  で、デイサービス2回/週の他に、悪化予防の為にウォーキングが望まれます。</p> <p>以前、夫は、市民公園近くまで歩道をヘルパーと出掛けていたが、歩道がデコボコしていて、苦にする様になり辞めています。</p> <p>ところで、「移動しやすい環境の整備」に関して、国道添いにある瀬戸川内の散歩道を下水の出口辺りで途切れるのではなく、愛環の下(新瀬戸)位から(尾張瀬戸)アピタ位までのウォーキング道路(車イスも)と(サイクリング)自転車道に並行して設けバリアフリーなものにして下さい。国道は安心して通れない。歩道が整備されていないし。疲れた時は出先から電車で戻れることもあり。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>	(2)